

「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案
及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
<p>① もともと、共済組合員資格取得届書は、個人番号を書いても書かなくても良かった。加えて、年金の裁定請求書についても、基礎年金番号を書けば個人番号の記載は不要だった。</p> <p>しかし、今回の関係規則「見直し」で、組合資格取得届書及び年金裁定請求書ともに、個人番号の記載を義務づけようというもの。そしてその理由は、マイナンバーカードを巡るトラブルが相次ぎ、政府の対応やマイナンバー制度そのものの信頼が著しく揺らいでいることにより、それぞれの「個人番号記載不要」では安全性が確保できないことによるものに他ならない。</p> <p>だとすれば、いま真っ先に求められるのは、やみくもに期限を切ることなく、従前の「個人番号記載不要」による安全性に万全を期すことである。そしてそのことは、共済組合員のみならず、国民的課題として極めて重要なことである。</p> <p>それもせずして、今回の関係規則「見直し」により、個人番号の記載を義務づけることは、今後、申請者が個人番号を記載しなければ、年金請求手続き書類は不受理とされてしまう。これは、年金請求手続き書類への個人番号記入の、個人への強制につながるばかりか、生計の維持に欠かせない年金受給が途絶えるなど、申請者の生存権及び基本的人権の侵害につながりかねない。</p> <p>未だマイナンバーカード利用に係るトラブルが続出するとともに、マイナンバー制度のそのものの根幹が大きく揺らいでいる現状を踏まえ、基本的人権にかかわるような規則改正は、断じて行うべきでない。</p> <p>(同旨の御意見 他4件)</p>	<p>① 今般の省令改正は、個人番号の紐付け誤り事案を踏まえ、新規事案の発生防止のため、政府全体の取り組みとして、資格取得・裁定請求時の個人番号の記載を徹底することとされているものです。</p> <p>法令上は、個人番号を記載した資格取得届書・裁定請求書を提出しなければならないこととなりますが、個人番号の記載がない場合に、年金請求書類を不受理とすることまでは想定しておりません。</p>	なし

<p>① 施行規程第 120 条等の改正により、裁定請求の際に、基礎年金番号と個人番号の両方を記載することが必須となりますが、厚生年金保険法関連には同様の改正が見込まれていないように見受けられます。被用者年金については、財源が一元化され、事務処理についてもワンストップサービスという理念のもと、進められていると承知していますが、今回の改正により、地方公務員については、ワンストップサービスが利用できなくなるということでしょうか？</p> <p>② 先日報道等であった中間報告の結果を見ても、510 万件のうち 118 件の紐づけ誤りとのことでしたが、ほとんどが問題なく紐づけられていたにもかかわらず、わざわざ不便な改正をする意味があるのでしょうか？</p> <p>個人番号が記載された書類は、特定個人情報となり、その取扱いがより厳重になります。個人番号が記載された書類を誰がいつ、どういう目的で触れたのかを管理する必要が出てきます。記載間違えによる修正依頼などのやりとりの増加や、紛失及び流出リスクの高まりなど、年金請求そのものには何の必要もない（基礎年金番号があれば十分です。）個人番号の記載を必須とすることによるデメリットの方が大きいのではないのでしょうか？</p> <p>今回の紐づけ誤りの問題は、個人番号を本人から取得すれば解決するものでもないと思料されるので、ただただ手間が増えるだけではないでしょうか？</p> <p>（同旨の御意見 他 1 件）</p>	<p>① 今般の省令改正後においても、組合員は、ワンストップサービスを引き続き利用することが可能です。</p> <p>② 今般の省令改正は、個人番号の紐付け誤り事案を踏まえ、新規事案の発生防止のため、政府全体の取り組みとして、資格取得・裁定請求時の個人番号の記載を徹底することとされているものです。</p> <p>資格取得届書等における他の記載事項（氏名・住所等）と同様に、個人番号についてもご本人による記載を求めることで、組合においてより正確なデータ登録が可能になると考えています。</p>	なし
<p>① 基礎年金番号の記載だけで、その番号からその者の一意な把握が可能であり、個人番号の記載を行わせる必要は無いはず、と数学的・論理的・道理的・関係代数的に考える。</p> <p>改正は不要でありむしろ害（個人番号の暴露可能性の増加）があるものである。従前と同様に基礎年金番号の記載だけを行わせるようにされたい。</p>	<p>① 今般の省令改正は、個人番号の紐付け誤り事案を踏まえ、新規事案の発生防止のため、政府全体の取り組みとして、資格取得・裁定請求時の個人番号の記載を徹底することとされているものです。</p> <p>資格取得届書等における他の記載事項（氏名・住所等）と同様に、個人番号についてもご本人による記載を求めることで、組合においてより正確なデータ登録が可能になると考えています。</p>	なし
<p>① 意見募集要領において「意見募集対象」とされている省令案及び命令案が e-Gov では「意見募集要領」とされており、そのかわり「報道資料」</p>	<p>① 意見公募要領のとおり、意見公募対象は「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員等共済組合法施行規</p>	なし

<p>が e-Gov では「命令などの案」とされている。何が意見募集の対象なのか不明瞭であり、これでは命令等の案について正確に検討することができない。適切に公示し直し、再度意見募集を実施すべきである。</p>	<p>程の一部を改正する命令案の概要について」であり、具体には「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（案）概要」及び「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令（案）概要」に対する意見募集をさせていただきましたが、今後ともわかりやすい意見公募となるよう努めてまいります。</p>	
<p>① 「今回、老齢厚生年金等の裁定請求書においても個人番号の記載の徹底を図るため、施行規程第 120 条等を改正し、老齢厚生年金の裁定請求書においても個人番号及び基礎年金番号を記載することとする」ということですが、日本年金機構に提出する老齢厚生年金等の裁定請求書も同じような改正になるのでしょうか。厚生労働省のホームページにはそのような改正をするというパブリックコメントのページが見当たりません。 地方公務員共済組合および国家公務員共済組合に提出する老齢厚生年金の裁定請求書だけの改正であれば、その理由をもう少し丁寧に説明すべきと考えます。</p> <p>② 現在の請求書の様式は、個人番号または基礎年金番号のいずれかひとつしか記入する欄がありませんが、施行時期が令和 5 年 10 月 1 日の場合、すでに 3 か月前に裁定請求書が送られている対象者には、何か経過措置があって、いずれかひとつの記入でよろしいのでしょうか。 それとも、欄外かどこかの欄に、もうひとつの番号を記入するということになるのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>③ 改正後は、マイナンバーカードの表面と裏面をコピーしたものを添付する必要があるのでしょうか。 それとも、個人番号欄に記載があれば、特段、コピーの必要はないという認識でいいのでしょうか。円滑な事務の遂行のため、ご教示ください。 また、個人番号が印字されたマイナンバーカードのコピーが不要とした場合、個人番号の記入誤りがあったときは、裁定請求書は、提出者に返戻されるのでしょうか。それとも、共済組合側で、J-L I S で突合して、</p>	<p>① 第 3 号厚生年金被保険者期間のある請求者の方は、裁定請求書を、地方公務員共済組合等に提出する場合のほか、日本年金機構の年金事務所に提出する場合についても、個人番号及び基礎年金番号を記載いただくこととなります。 これは、請求者の正確な個人番号を把握するためのものであり、記載いただいた個人番号は、組合における年金の手続きにおいて使用されます。</p> <p>② すでに省令改正前において裁定請求書が送付されている場合においても、省令改正後に裁定請求書が提出される場合には、裁定請求書とは別のマイナンバー申告書に個人番号及び基礎年金番号を記載し、提出いただくこととなります。</p> <p>③ 今般の省令改正後は、個人番号を記載したマイナンバー申告書を提出いただくこととなります。郵送での提出を行う場合は、マイナンバーカードの写しなど番号確認及び身元確認のできる書類が必要となります（窓口受付の場合、マイナンバーカードなど番号確認及び身元確認のできる書類をその場でご提示いただければ、写しの提出は不要です。）。</p>	なし

正しい個人番号を把握できた場合は、共済組合側で補正して、裁定請求書は本人に戻さずに対応するのでしょうか。

④ 配偶者加給年金額の対象となる配偶者がいる場合など、裁定請求書には「配偶者の氏名、生年月日、個人番号または基礎年金番号、性別についてご記入ください」と記載されていますが、ここも、個人番号および基礎年金番号の両方の記載が必要になるのでしょうか、円滑な事務の遂行のため、ご教示ください。

⑤ ワンストップサービスなので、日本年金機構の年金事務所に裁定請求書を提出する場合には、「個人番号または基礎年金番号」のいずれかを記載すればよろしいのでしょうか。

年金事務所に、「基礎年金番号」のみを記載して提出した場合、いわゆる四情報あるいは基礎年金番号から紐付けされた個人番号を年金事務所で見つけて、裁定請求書に追加して記載して、共済組合側に年金請求書を電子回付するのでしょうか。

それとも、第1号厚生年金被保険者期間と第3号厚生年金被保険者期間のある人は、年金事務所に裁定請求書を提出する場合でも、「個人番号および基礎年金番号」の両方の記載が義務づけされた改正になっているということなのでしょうか。

この辺を事前に周知しておかないと、窓口での不要なトラブルを生じさせることになりかねないと考えますので、ご教示願います。

⑥ 一元化後の新しい3階部分である退職等年金給付の「退職年金決定請求書」においても、改正後は、「個人番号および基礎年金番号」の両方を記載するという理解でよろしいのでしょうか。つまるところ、今回の改正後においては、従来の届書における、「個人番号または基礎年金番号」の欄は、「個人番号および基礎年金番号」の変更になるという認識でよろしいのでしょうか。

④ 配偶者加給年金額の対象となる配偶者がいる場合において、年金の新規裁定時に当該配偶者の個人番号を記載いただく必要はございません。

⑤ 第3号厚生年金被保険者期間のある組合員の方は、裁定請求書を、地方公務員共済組合等に提出する場合のほか、日本年金機構の年金事務所に提出する場合についても、個人番号及び基礎年金番号を記載いただくこととなります。

窓口受付の際に、個人番号の記載がない場合は、受付機関において請求者本人に個人番号の提出の有無を確認した上で、各実施機関に電子回付される予定です。

⑥ 一元化後の新しい3階部分である退職等年金給付の「退職年金決定請求書」においても、個人番号および基礎年金番号を記載いただくこととなります。

<p>できれば、施行前に、変更になる届書の一覧表のリストを周知していただけるとありがたいです。</p>		
<p>① 改正案は、個人番号の記載の徹底のために、地方公務員等共済組合組合員に対し、組合員資格取得の際に組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができる場合も個人番号を資格取得届書に記載すること、および年金の裁定請求書に「個人番号又は基礎年金番号」の記載となっているのを「個人番号及び基礎年金番号」と変え、個人番号の記載を求めています。</p> <p>組合員に対してより負担を求めるにも関わらず、なぜ改正が必要なのか理由が示されていません。</p> <p>7月24日の意見募集開始後に明らかにされた8月8日のマイナンバー情報総点検本部の点検結果では、共済年金での紐付け誤りについては118件判明し、原因は100件がJ-LIS照会で住所の一致を確認しなかったこと、18件がその他の事務処理誤りとされています。100件については住所の確認を徹底すれば良く、18件の誤りは今回の改正では解決しないのではないのでしょうか。</p> <p>② いままで行政機関は、個人番号の記載を求めるものの、本人が記載を拒む場合は従来どおりの書類を提出してもらい手続きを進める扱いをしてきました。</p> <p>今回の個人番号の記載の「徹底」は、この扱いを変えようとするものではないのでしょうか。</p> <p>マイナンバー制度については、個人情報の漏洩やデータの誤りなどさまざまな問題が世論の批判を浴びています。また基本的人権の侵害であるとして裁判が継続中で、最高裁は3月に3高裁判決に対して合憲判断をしましたが、合憲の要件として利用が3分野に限定されていることや法律で利用と提供が規定されていることを指摘しているにもかかわらず、利用を3分野以外に拡大し利用と提供の法定を崩す法改正が6月に行われており、憲法違反の制度といわなければなりません。</p>	<p>① 今般の省令改正は、個人番号の紐付け誤り事案を踏まえ、新規事案の発生防止のため、政府全体の取り組みとして、資格取得・裁定請求時の個人番号の記載を徹底することとされているものです。</p> <p>資格取得届書等における他の記載事項（氏名・住所等）と同様に、個人番号についてもご本人による記載を求めることで、組合においてより正確なデータ登録が可能となると考えています。</p> <p>② 法令上は、個人番号を記載した資格取得届書・裁定請求書を提出しなければならぬこととなりますが、個人番号の記載がない場合に、年金請求手続書類を不受理とすることまでは想定しておりません。</p>	<p>なし</p>

<p>このような個人番号を記載しないと組合員資格が得られないとか年金が 受給できないということは許されず、改正を行うべきではありません。</p>		
--	--	--